

令和4年度 第1回瀬戸市環境衛生審議会議事録		
日 時	令和4年8月18日(木) 午後2時から午後3時45分まで	
場 所	瀬戸市役所 東庁舎4階 大会議室	
出席者	委 員	出席者：小林委員、藤井委員、伊藤委員、服部委員、 加藤委員、大倉委員、萱岡委員、古謝委員 欠席者：なし
	事務局	藤井市民生活部長 (環境課) 加藤課長、上田主幹、渡邊課長補佐、堀田専門員 小林主任
傍聴者		5名
<p>1 開会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・渡邊課長補佐から会議成立の報告</li> <li>・藤井部長から挨拶</li> </ul> <p>2 会長及び副会長の選任について</p> <p>委員の互選により会長：小林委員、副会長：藤井委員に決定した。</p>		
会 長	<p>引き続き会長を務めさせていただきます。藤井副会長とともに、円滑な進行に努めてまいります。</p> <p>本年度はごみ処理費用の有料化や、プラスチック製容器包装の分別収集の開始などを推進する重要な節目となります。</p> <p>ごみ処理費用の有料化については、紆余曲折ありました。現行の一般廃棄物処理基本計画においてごみの減量を図ってきましたが、進行が緩やかになり、慎重な議論をした結果、決定したものであります。忸怩たる思いがあります。できれば将来、ごみ処理有料化についてはごみの減量を進めることで廃止できることを願っている次第であります。</p> <p>プラスチック製容器包装についても、国の法律で決まっております、本来は製品プラスチックも含めて回収をしたいところですが、まずは、プラマークが付いているプラスチック製容器包装から回収していくところです。</p> <p>市民のみなさまと一緒に取り組むために、活発な議論をしていければと思っております。</p>	
<p>3 報告事項</p> <p>(1) ごみ減量アクションプランについて</p> <p>事務局より資料に基づき、アクションプランの各項目について、取組内容、進捗状況及びスケジュール(令和4年8月1日現在)の概要を説明</p>		
会 長	只今の説明について、質問があればお願いします。	
委 員	剪定枝の資源化について、先進地の調査事例を具体的に教えてください。	
事務局	先進地の調査事例についてですが、小牧市は3か所の回収拠点と燃える	

	ごみの集積所から回収する方法を採用しており、最終的に拠点に集められた剪定枝をリサイクル業者に引き渡す方法となっております。
委員	今後の剪定枝の排出については、これまでどおりまたは、回収拠点へ持って行く方法になるということですか。
事務局	本市における今後の回収方法については、検討中です。
委員	剪定枝の排出については、これまでどおり燃えるごみの集積所に置けるといいなと思います。 次に、新しい資源物の指定袋が作成されるとのことですが、数枚サンプルとして無料で配布することで、プラスチック製容器包装は家庭から結構たくさん排出されるものだなと感じますし、また、燃えるごみの袋の使用が減ることになり、市民のみなさんがごみの減量を実感できると思いますがいかがでしょうか。
事務局	貴重な御意見ありがとうございます。
事務局	新しい資源物の指定袋のサンプルとしての配布ですが、令和5年度の分別辞書の配布と合わせて、燃えるごみの新しい指定袋、燃えないごみの新しい指定袋、資源物の指定袋を一緒に配布することを検討しております。ただし、費用が膨大であるため、判断が必要かと思えます。 剪定枝の補足となりますが、市民の方が排出しやすい方法だと費用が掛かります。逆に、市民のみなさまに持ってきてもらう方法だと費用は抑えられます。本市における今後の回収方法については、費用なども考慮しながら、検討してまいります。
委員	プラスチック製容器包装を市民が分別する努力も必要と感じておりますが、そもそもスーパーなどがプラスチック製容器包装を使わなくなれば、根本的に対策ができると思うのですが、スーパーなどの事業者への削減に向けた何か働きかけはあるのでしょうか。
事務局	プラスチックに関する法令に基づき、製造者の責任が明記されておりますので、本市からトレイを使うのをやめて欲しいなどの申し入れをしているということはありません。 ただし、事業者がトレイなどを回収し、リサイクルに協力できる施設については、ホームページで周知しております。
会長	プラスチック製容器包装の事業者へ削減に向け何か働きかけについても、自治体からの要望は大変重要なものですから、考えてもらってもよいかと思っております。一歩ずつでもよいので進めてもらえればと思います。 他に何かありますでしょうか。
委員	生ごみ処理機等の補助や剪定枝の資源化については予算の枠の範囲内での実施となるのでしょうか。それとも補正予算なども組んで対応するのでしょうか。
事務局	生ごみ処理機等の補助は本年4年10月以降において予算の枠の範囲内

	<p>で先着順となります。</p> <p>なお、来年度以降も継続するものでありますので、一旦はどのくらいの申請があるのかについて、見極めたいと思います。</p> <p>剪定枝の資源化については、費用対効果なども考慮しながら、検討してまいります。なお、戸別に収集した場合、費用が掛かります。コンテナボックスに入れてもらうのであれば、費用は抑えられます。費用については、財政当局も含めて考えてまいります。</p>
委員	ボランティア袋の制度拡充についてどのように考えているのか伺います。
事務局	これまでもボランティア袋や地域清掃用袋を用意していましたが、ボランティアの方は燃えるごみの袋を自ら買って用意している方も見えたと思います。今後は袋をより活用し、より積極的な支援を進めていくため、使いやすい制度となるように検討してまいります。
委員	ボランティアをしている方は、干渉して欲しくないという方も見えるため、どのように周知などをしていくのでしょうか。
事務局	<p>現在も市役所や3支所に来ていただければ、ボランティア袋を配布する体制としています。また、地域清掃用袋は自治会にお渡ししております。</p> <p>今後も袋を十分な量を確保するとともに、周知を含め、より使いやすい制度などについては検討してまいります。</p>
委員	現在は地域行事の際のごみの収集をお願いすることがありますが、今後はどのようにお考えか伺います。
事務局	<p>地域行事の際のごみの収集ですが、本来は主催者の責任により、適正に処理されるべきものと考えております。</p> <p>ただし、現在まで地域行事のごみも収集していたこともあるため、自治会などへ丁寧に相談しながら今後について検討してまいります。</p> <p>同時に、ごみを減らす、ごみを出さないイベントのあり方についても考えていかなければならないと考えております。</p>
会長	それでは、次へ進みます。
3 報告事項	
(2) プラスチック製容器包装の分別収集について	
事務局より資料に基づき、令和4年10月から開始するプラスチック製容器包装の分別収集に係る体制及び周知方法の概要を説明	
会長	<p>只今の説明について、質問があればお願いします。</p> <p>資源物指定袋ですがレジ袋タイプ、平袋タイプのサイズについて伺います。</p>
事務局	45リットルはレジ袋タイプと平袋タイプ、30リットルは平袋タイプのみです。
委員	市場へは45リットルと30リットルの両方を一度に販売されるのです

	か。
事務局	当初、市場へは45リットルが先に販売され、その後30リットルが販売されます。
委員	<p>そのような情報も市民はあまり知らないと思います。</p> <p>プラスチック製容器包装の分別収集の開始については、市民のみなさんは最近知らされた感じがしているとともに、右往左往していると思います。</p> <p>また、広報せと、ホームページ、説明会などで周知を図ったとしていますが、市民に十分に伝わっていないと認識しています。</p> <p>広報せとを読まない市民も多いですし、ホームページに至っては年配者向けとは言い難いです。また、説明会に関心がない市民は参加しません。したがって、関心がない方も含め、もっと市民へ周知する方法を考えるべきではないでしょうか。</p>
事務局	<p>様々な媒体を活用したとしても関心がない市民への周知については、苦慮しているところであります。説明会に若い方が参加されないので、説明動画をホームページに掲載するなどの対応を図っております。</p> <p>委員のみなさままで参考になるご意見はありますでしょうか。</p>
委員	<p>自治会の回覧板を活用し、新しい資源物の指定袋を全戸に無料で配布してはどうでしょうか。人の心理として何かもらえるという感覚となり、手に取っていただくことで周知が図れるのではないのでしょうか。</p> <p>または、ごみの集積所に何か貼る、燃えるごみの袋や燃えないごみの袋にチラシを入れてみてはどうでしょうか。</p> <p>市民のみなさんがプラスチック製容器包装の分別収集に関する情報を自ら取りに行くことはどの世代であっても難しいと思います。したがって、普段よく使うものや、ごみの排出の際に無意識に手に取る物などに情報を含めてはと思います。</p>
事務局	<p>貴重な御意見ありがとうございます。</p> <p>なお、資源物の集積所にはプラスチック製容器包装が始まる旨の貼紙をする予定です。</p>
委員	資源物の指定袋以外にプラスチック製容器包装が入っている場合はどのようなのですか。
事務局	燃えるごみの収集日に燃えるごみの袋に入っているプラスチック製容器包装は、燃えるごみとして収集します。ただし、資源物の収集日又は資源物の集積所に燃えるごみの袋に入ったプラスチック製容器包装は、一定期間、警告シールなどを貼付し、周知する予定です。
委員	<p>燃えるごみの袋の中に、プラスチック製容器包装が混入していても収集するということになりましたが、その場合は分別や資源物の指定袋を購入せず、燃えるごみの袋で排出する市民もいるのではないのでしょうか。</p> <p>特に燃えるごみの袋を市民のみなさんは粗品などでもらって在庫を抱え</p>

	<p>ており、令和5年9月までに使い切らなければという感覚もあると思います。</p> <p>したがって、せっかくプラスチック製容器包装を分別収集するのであれば、どこかへ持って行かないなどの線引きすることも必要なのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>市民のみなさまには、今年の10月以降も引き続き説明会などにより、プラスチック製容器包装の分別収集に係る現状を含め、分別に協力していただけるように努めてまいります。</p>
委員	<p>プラスチック製容器包装のリーフレットの中に、「汚れがひどいものは、燃えるごみとして出してください。」と記載してありますが、洗った場合は、プラスチック製容器包装として排出してもよいのですか。</p>
事務局	<p>洗った場合は、プラスチック製容器包装として出してください。</p> <p>リーフレットに記載した意図としては、洗って出すために、水を大量に使用するなど他の環境負荷を掛けるまではないということを伝えるためです。</p>
会長	<p>洗った場合は、プラスチック製容器包装としても出せるということになると、結局どちらでもいいという表現のような感じになってしまうため方法としてはあまりよくないと思います。プラスチック製のマークがあれば、基本的にはプラスチック製容器包装としてお出してください。そして、汚れや臭いどうしても取れないものは燃えるごみとして出してください。とした方が分かりやすい気がします。</p> <p>今後、様子を見ながらと思いますが、プラスチック製のマークが付いているプラスチック製容器包装は、収集すると示してもよいかもしれません。それでは、次に行きます。</p>
<p>3 報告事項</p> <p>(3) 令和3年度ごみ処理の実績について</p>	
<p>事務局より資料に基づき、令和3年度のごみ処理の実績及び燃えるごみ組成調査の結果について概要を説明</p>	
会長	<p>只今の説明について、質問があればお願いします。</p>
委員	<p>一般廃棄物処理基本計画において定められている、令和5年度の目標数値の算出の根拠を教えてください。</p> <p>また、令和5年度の目標数値を達成できない場合はどうなるのでしょうか。</p>
事務局	<p>一般廃棄物処理基本計画の84ページに算出の根拠に係る記載がありますので参考としてください。</p> <p>なお、目標数値を達成できない場合であっても特にどうにかなるということはありませんが、目標数値の達成に向けて今後も努力してまいります。</p>
会長	<p>平成25年度に、燃えるごみ・燃えないごみの大規模な組成調査を実施</p>

	<p>し、減らせるごみ、減らせないごみなどを確認した上で、国が定める計算式に基づき算出したものです。</p> <p>目標数値は、ごみと資源物の総量を減らすものと、ごみのみを減らすものも含めており、10年かけて減らしていこうということになりました。</p> <p>しかしながら、計画策定後においてごみは一時期には減ってきていたが、傾向が鈍化したため、ごみ処理費用の有料化などを図ってきたものです。</p>
委員	<p>目標数値の達成には、プラスチック製容器包装やミックスペーパーなどの資源化も重要ですが、ごみと資源物の総量も減らす必要があるということが分かりました。なかなか難しいと感じましたが頑張っていかなければならないと思いました。</p>
会長	<p>環境省の基本理念には、総排出量を減らすという考えがあります。ごみの資源化にも費用が発生するためです。ただし、ごみの資源化も重要でありますので、それは忘れてはいけないと思います。</p> <p>それでは、次へ進めます。</p>
4 協議事項	
令和4年度 瀬戸市一般廃棄物処理実施計画の変更案について	
事務局より資料に基づき、今回諮問する令和4年度瀬戸市一般廃棄物処理実施計画の変更案の概要を説明	
事務局	<p>令和4年1月に諮問し、同年3月に答申をいただいた令和4年度一般廃棄物処理実施計画に重要な変更がありましたので、変更案について再度諮問するものです。なお、告示日は令和4年10月1日を予定しています。</p>
会長	<p>只今の説明について、質問があればお願いします。</p> <p>委員のみなさまの意見が特にないようですので、承認されたということとし、答申する日については、事務局と相談しながら進めたいと思います。</p>
4 その他	
事務局	<p>事務局から3点報告いたします。</p> <p>1つ目、現行の一般廃棄物処理基本計画が令和5年度末で期限を迎えるため、本年度及び令和5年度に掛けて次期の同基本計画を策定の作業を実施してまいります。なお、尾張東部衛生組合及び構成3市で策定年度を揃えるものであります。</p> <p>2つ目、2か年を掛けた次期の同基本計画の策定に伴い、委員のみなさまには、令和5年度につきましても可能であれば委員の継続をお願いしたいですので、御検討をお願いいたします。</p> <p>3つ目、次回の会議を12月12日から翌年1月27日の間で日程調整をいたしますので、配布した日程表を提出してください。</p>
会長	<p>次回の会議までに、委員のみなさまには「燃えないごみの袋をやめる」というテーマについて考えてきてもらいたいです。</p> <p>燃えないごみは金属ごみや陶器ごみなど、本来は分別できるものが一緒</p>

	に入っており、正しく分別すれば必要ないものかと考えることもできます。 日進市では2年前に廃止し、混乱はおきていないため、今後の参考になると思います。
5 閉会	
会 長	これにて閉会といたします。ありがとうございました。